

## 公共工事に伴い豊田市が使用する土質改良プラントの認定基準

### (目的)

第1条 この基準は、豊田市(以下「市」という。)が環境保全及び資源の有効活用を推進するため、建設発生土の処理及び改良土の使用に関する取扱事務要領(平成15年3月20日制定)に基づき、市が発注する公共工事(以下「工事」という。)に伴い生じる建設発生土の再利用処理及び使用する改良土を取扱う土質改良プラント(以下「プラント」という。)のうち、工事に利用可能な土質改良プラントの認定基準等について、必要な事項を定めるものとする。

### (設置場所の原則)

第2条 プラントの設置場所は、原則として市内とする。

### (建設発生土の受入条件)

第3条 プラントは、次に掲げる条件に基づき、建設発生土を受け入れなければならない。

- (1) 第4種建設発生土以上のものであること。
- (2) 臭気、悪臭を放たないものであること。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上の廃棄物に該当しないものであること。
- (4) 建設発生土の岩の混入率が、10%以下かつ一つの岩が30cm以下のものであること。

### (改良土の品質基準)

第4条 プラントは、次の品質基準を満たした改良土の供給が可能でなければならない。

- (1) 第2種改良土以上のものであること。
- (2) 生産過程に使用する固化材は、生石灰1号以上とする。
- (3) 最大粒径40mm以下であること。
- (4) 修正CBR20%以上であること。
- (5) 木片、プラスチック類、金属類及び有害物質等の産業廃棄物が混入していないこと。
- (6) 固化材の添加量は改良する土の性状を確認し、その都度適正な添加量とすること。  
なお、適正な添加量とは第2種改良土以上(コーン指数800KN/m<sup>2</sup>以上)かつ、通常使用される機械等で再掘削可能なものとする。

### (改良土の品質管理等)

第5条 プラントは、改良土のコーン指数を、締固めた土のコーン指数試験(JIS A 1228)で出荷日に1回以上の品質管理を行うとともに、年2回以上の品質試験を実施しなければならない。この場合、コーン指数とCBR値との関係は、事前に室内試験等により確認が必要である。なお、コーン指数試験において規定量まで貫入不能の場合には、最大貫入抵抗力を貫入抵抗力としてよいものとする。

2 前項の品質試験は、別表に示す試験機関、試験頻度、試験項目及び試験方法で実施しなけれ

ばならない。

- 3 プラントは、市の求めに応じて、品質試験結果（品質証明書）を発行しなければならない。
- 4 生石灰の添加率は原材料の性状に応じて配合試験又は自主品質管理に基づき、製造毎に最適な添加率を決定しなければならない。
- 5 プラントは品質管理関係書類を10年間保存しなければならない。
- 6 プラントは出荷日のコーン指数試験結果を翌月の5日までに技術管理課に報告しなければならない。また、その他の品質試験を実施後は速やかに技術管理課に報告しなければならない。

（建設発生土及び改良土の数量管理）

第6条 プラントは、市の工事に伴う建設発生土の受入量及び改良土の搬出量をトラックスケールで計量するとともに、受入及び出荷伝票の発行等により数量を証明しなければならない。

（プラントの設備）

第7条 プラントの設備は、下記に定める条件に適合するものとする。

- （1）プラントの生産能力は、安定供給できる能力を備えているものとする。
- （2）建設発生土受け入れ容量は、市発注工事に伴い発生する建設発生土を安定して受け入れることができる設備容量を有しているものとする。
- （3）改良土の貯留容量は、安定した供給を確保することができる設備容量を有しているものとする。また、貯留されている改良土に対し、降雨や降雪等の影響による品質低下を防止する管理がなされ、出荷時の管理手法が確立されていること。
- （4）改良土の粒度範囲を調整するための設備として、周辺環境に配慮した防塵対策を施した混合装置、ふるい設備をプラント内若しくはプラントに隣接して有していること。
- （5）改良土の品質を確保するために、改良添加剤自動計測装置を装備した添加剤供給設備を有していること。また、原材料自動計測装置と改良添加剤自動計測装置とが、連動し運転制御できる製造設備を有していること。
- （6）建設発生土の受け入れ及び改良土の搬出時に計量できるトラックスケール等の計量設備を有し、出荷伝票等で搬出搬入量を証明できること。また、建設発生土受け入れ実績並びに改良土の搬出実績を10年間記録保管しているとともに、総務部技術管理課が請求した場合は提示できるよう整理していること。
- （7）改良土の日々の品質管理に必要とする土質試験器具を常備していること。
- （8）屋外に設置するコンベアには、周辺環境に配慮した粉じん対策を施した設備を有していること。
- （9）施設外道路等を汚さない配慮がなされていること。
- （10）雨水による濁水について配慮がなされていること。
- （11）安全柵、入退場門等で第三者の出入りを規制できる保安、防犯設備を備えていること。
- （12）事業者の名称・施設の名称・連絡先等必要事項を明記した標識等を施設にかかる公衆の見易い場所に掲示されていること。
- （13）プラントは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒

音規制法、振動規制法、建築基準法、消防法、工場立地法並びに愛知県条例「県民の生活環境の保全に関する条例」、「豊田市の環境を守り育てる条例」等の関係法令等を遵守し、必要とする許可を得たものであること。

(プラントの認定手続き等)

第8条 プラントの認定は、下記の各項に掲げる書類及び図面等(以下「事業実施書」という。)について書類審査及び現地確認を行い、妥当と認められる場合には、本市発注工事で使用する改良土の製造プラントとして認定するものとする。

## 2 事業実施書の記載事項

- (1) 事業者の名称
- (2) 施設名称
- (3) プラント所在地
- (4) 敷地面積
- (5) 製造管理体制(製造管理者・工程管理者・品質管理者等各管理者名及び経験年数(同種管理経歴含む)を明記する。)
- (6) 生産能力及び月平均生産量(トン数、過去2年間の実績平均とする。)  
年間平均生産量(トン数、過去2年間の年間生産量平均とする。)  
月平均稼働日数(過去2年間の実績平均とする。)
- (7) 発生土受け入れ基準
- (8) 余剰発生土の処分方法
- (9) スtockヤード貯留量(ほぐし土量換算 $m^3$ )
- (10) プラントの主要施設概要及び施設配置図(第7条(1)~(12)に規定するものは、必ず明記する。)
- (11) プラント営業日及び営業時間
- (12) 製造工程(添加剤品質証明書を添付)
- (13) 関係法令に基づく設置許可証明書(設置許可証明書に関連する施設が分かる施設平面図または配置図を添付)
- (14) 品質管理計画及び品質管理及び品質試験結果証明書(第5条に定める品質管理項目について、明記する。)
- (15) その他総務部技術管理課が指定する書類

3 総務部技術管理課は、前項の書面による内容を審査のうえ、認定書を発行するものとする。

4 総務部技術管理課は、認定書を発行した場合は、市が取扱できるプラントとして、土質改良プラント一覧表に掲載し、関係職員に周知する。

5 総務部技術管理課は、プラントの認定状況等を常に把握し、前項の土質改良プラント一覧表を定期的に加除修正する。

(認定の自動延長)

第9条 豊田市が使用する改良土の製造プラントとして認定を受けたプラントが設備及び品質管理が良好と認定した場合には、1年間の自動延長を認めたものとする。

(立入り検査)

第10条 総務部技術管理課が必要と認めた場合はプラントに立入り検査ができる。

(届け出事項の変更)

第11条 プラントは認定中に施設等の変更があった場合は速やかに届出なければならない。

(土質改良プラント認定の取り消し)

第12条 当市発注工事で使用する改良土の製造プラント認定した土質改良プラントが、認定書通知を受けた以降において、認定条件に明らかに適合しない事実が発生した場合には、総務部技術管理課は認定書の無効通知を行うものとする。

(雑則)

第13条 この基準に定めるもののほかについては総務部技術管理課長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

この基準は、平成27年9月1日から施行する。

